

**令和7年10月1日以降の
建築基準法、建築物省エネ法等における
諸手続きの申請手数料の納付方法**

1. 納付方法

○令和7年9月30日まで

富山県収入証紙

※令和7年9月30日で販売終了となりますが、それまでに購入した証紙は令和8年3月31日まではご利用いただけます。

○令和7年10月1日以降

① オンライン納付

富山県電子申請サービスを使用してオンラインで手数料を納付することができます。

【支払方法】 クレジットカード、Pay-easy

※Pay-easy（ペイジー）とは、インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用して支払いができる決済方法です。

ご利用可能な金融機関にインターネット・モバイルバンキング口座をお持ちの方のみご利用になれます。

② 窓口納付

富山県庁舎や警察署などに設置されている手数料収納窓口で手数料を納付することができます。

【支払方法】 クレジットカード、コード決済、電子マネー、現金

【設置場所】 富山県運転免許センター、各警察署（14か所）、富山県庁 など

※窓口設置場所や開設時間などの詳細は、県出納課ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/shoshi/20241212.html>

2. 申請方法と納付方法の組み合わせ

申請方法と納付方法の組み合わせは、次のパターンA～Cです。

		納付方法	
		① オンライン納付	② 窓口納付
申請方法	電子申請 (富山県電子申請サービスまたは ICBA電子申請受付システムでの 申請書類の提出)	A	—
	紙申請 (市町村窓口への申請書類の提出)	B	C

※電子申請（A）の可否は各手続きにより異なります。
※オンライン納付の場合、申請の受理日（審査開始日）は、手数料の納付完了後に県で納付が確認できる最短の日となります。
納付依頼が届いたら、速やかに支払いの手続きをお願いします。

3. 各手続きの対応表

建築基準法関係

〈 ①手数料納付が必要な手続き(1) 〉

手続き名		A 電子申請 オンライン納付	B 紙申請 オンライン納付	C 紙申請 窓口納付
○確認申請等				
1 確認申請・計画変更申請（3号建築物、昇降機、法第88条第2項を除く工作物）※1		○	○	○
2 確認申請・計画変更申請（上記以外）		×	○	○
3 中間検査申請		×	○	○
4 完了検査申請		×	○	○
○許可申請				
5 建築物の敷地と道路との関係の建築許可【法第43条第2項第2号】		×	○	○
6 用途地域等における建築等許可【法第48条各項ただし書】		×	○	○
7 仮設建築物の建築許可【法85条第5項等】		×	○	○
8 その他の許可【法第44条第1項第4号等】		×	○	○

※1：建築基準法第18条第2項に定める計画通知書を含む。

3. 各手続きの対応表

建築基準法関係

〈 ①手数料納付が必要な手続き(2) 〉

手続き名	A 電子申請 オンライン納付	B 紙申請 オンライン納付	C 紙申請 窓口納付
○認定申請			
1 建築物の敷地と道路との関係の建築認定【法第43条第2項第1号】	×	○	○
2 一団地認定関係【法第86条第1項など】	×	○	○
3 全体計画認定【法第86の8条第1項、第3項】	×	○	○
4 仮使用認定【法第7条の6第1項第1号、第2号】	×	○	○
5 その他の認定【令第137条の16第2号など】	×	○	○
○その他			
7 道路の位置の指定及び変更	×	○	○
8 道路の位置の指定の廃止	×	○	○
9 上記以外の申請	×	○	○

(令和7年10月1日現在)

3. 各手続きの対応表

建築基準法関係

〈 ②手数料納付が不要な手続き 〉

手続き名	電子申請	紙申請
1 工事完了届	×	○
2 建築工事届	×	○
3 建築物除却届	×	○
4 工事監理者決定届	×	○
5 取下届	○	○
6 申請書等記載事項変更届	×	○
7 工事とりやめ届	×	○
8 使用とりやめ届	×	○

3. 各手続きの対応表

建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)関係

○建築物エネルギー消費性能適合性判定関係

〈 ①手数料納付が必要な手続き 〉

手続き名	A 電子申請 オンライン納付	B 紙申請 オンライン納付	C 紙申請 窓口納付
1 建築物エネルギー消費性能適合性判定 【法第11条第1項、第12条第2項】 2 変更建築物エネルギー消費性能適合性判定 【法第11条第2項、第12条第3項】	×	○	○
3 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更(軽微変更該当証明)【法施行規則第13条】	×	○	○

〈 ②手数料納付が不要な手続き 〉

手続き名	電子申請	紙申請
1 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告 【法第15条第1項】	×	○
2 取下げ届	×	○

3. 各手続きの対応表

建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)関係

○建築物エネルギー消費性能向上計画の認定関係
〈 ①手数料納付が必要な手続き 〉

手続き名		A 電子申請 オンライン納付	B 紙申請 オンライン納付	C 紙申請 窓口納付
1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請【法第29条第1項】	事前審査あり	×	○	○
2 変更認定申請【法第31条第1項】	事前審査なし	×	×	○
3 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(軽微変更該当証明)【法施行規則第28条】		×	○	○

〈 ②手数料納付が不要な手続き 〉

手続き名	電子申請	紙申請
1 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書	×	○
2 工事完了報告書	×	○
3 新築等の状況報告書【法第32条第1項】	×	○
4 新築等取りやめ届	×	○
5 建築物又は住戸の名義を変更する旨の報告書	×	○
6 取下げ届	×	○

3. 各手続きの対応表

開発許可(都市計画法)関係

〈 ①手数料納付が必要な手続き 〉

手続き名	A 電子申請 オンライン納付	B 紙申請 オンライン納付	C 紙申請 窓口納付
1 開発行為許可申請【法第29条】	×	○	○
2 開発行為変更許可申請【法第35条の2】	×	○	○
3 建築形態制限区域内における建築許可申請【法第41条】	×	○	○
4 予定建築物等以外の建築物等の新築等許可申請【法第42条】	×	○	○
5 建築物の新築、改築若しくは許可申請【法第43条】	×	○	○
6 開発許可に基づく地位承継承認申請【法第45条】	×	○	○
7 適合証明書交付申請【規則第60条】	×	○	○
8 開発登録簿謄本交付申請【法第47条】	×	○	○

(令和7年10月1日現在)

3. 各手続きの対応表

開発許可(都市計画法)関係

〈 ②手数料納付が不要な手続き 〉

手続き名	電子申請	紙申請
1 開発行為変更届出【法第35条の2第2項】	×	○
2 工事完了届出【法第36条】	×	○
3 公共施設工事完了届出【法第36条】	×	○
4 開発行為に関する工事の廃止の届出【法第38条】	×	○
5 開発行為完了公告前の建築等承認申請【法第37条】	×	○
6 開発許可又は建築許可に基づく地位承継届出【法第44条】	×	○
7 既存権利者届出【法第34条第13号】	×	○
8 開発登録簿閲覧申込【法第9条】	×	○

3. 各手続きの対応表

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

〈 ①手数料納付が必要な手続き 〉

手続き名		A 電子申請 オンライン納付	B 紙申請 オンライン納付	C 紙申請 窓口納付
1 認定申請、変更認定申請【法第5条各項、第8条第1項】	確認書等の添付有	○	×	○
	確認書等の添付無	×	×	○
2 一戸建て住宅等の譲受人を決定した場合における変更認定申請【法第9条第1項】		○	×	○
3 区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更認定申請【法第9条第3項】		○	×	○
4 承継承認申請【法第10条】		○	×	○
5 許可申請【法第18条第1項】		×	×	○

3. 各手続きの対応表

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

〈 ②手数料納付が不要な手続き 〉

手続き名	電子申請	紙申請
1 軽微な変更の届出【県規則第2条第1項】	○	○
2 建築の完了報告【県規則第3条】	○	○
3 取りやめの申出【県規則第4条】	○	○
4 申請の取下げ【県規則第5条】	○	○

3. 各手続きの対応表

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

〈 ①手数料納付が必要な手続き 〉

手続き名		A 電子申請 オンライン納付	B 紙申請 オンライン納付	C 紙申請 窓口納付
1 低炭素建築物新築等計画の認定申請 【法第53条第1項】、	事前審査あり	×	○	○
2 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請 【法第55条第1項】	事前審査なし	×	×	○

〈 ②手数料納付が不要な手続き 〉

手続き名	電子申請	紙申請
1 認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届出	×	○
2 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築工事が完了した旨の報告	×	○
3 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等に関する報告 【法第56条】	×	○
4 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出	×	○
5 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物又は住戸の名義を変更する旨の報告	×	○
6 低炭素建築物新築等計画の認定申請又は変更認定申請書を取り下げる旨の届出	×	○

(令和7年10月1日現在)

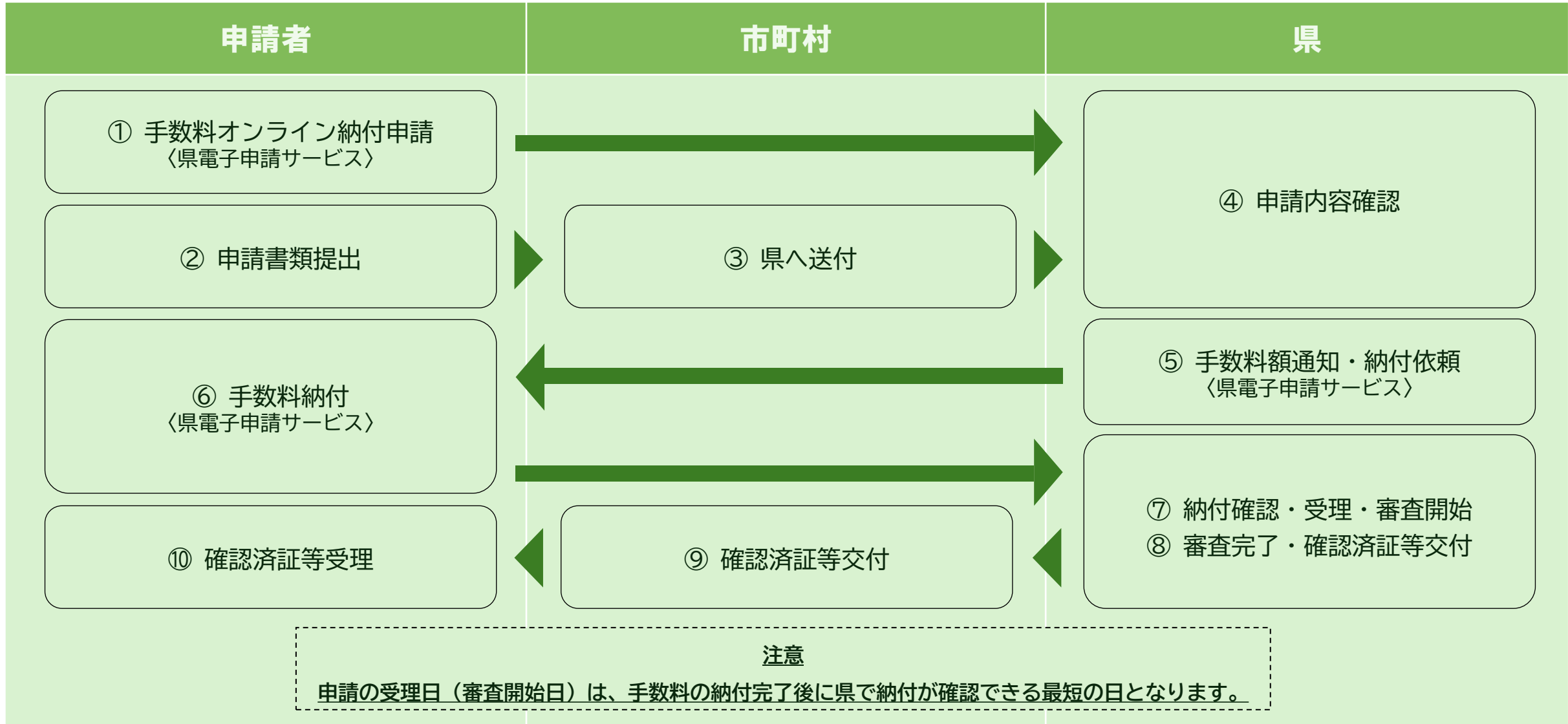
4. 手続きの流れ

パターンA（電子申請×オンライン納付）

※各手続きにより使用する電子申請システムや方法が異なりますので、各手続きの案内をご確認ください。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）



4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

① 手数料オンライン納付申請〈県電子申請サービス〉（申請者→県）

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

初めてご利用の方

- 初めて利用する方へ
- 動作環境
- 利用上の注意
- よくあるご質問

電子申請サービス

操作シミュレーション

電子申請による申請書入力・送信を仮想的に体験できます。

申請先の選択 (トップページ) > 手続きの選択 > 手続き案内 > 申請書入力 > 申請完了

お知らせ

2025年08月04日 システム管理者

【電子申請】 GビジネスID（デジタル庁）のメンテナンス実施につ... [詳細](#)

申請先の選択

下の一覧から申請先を選んで、クリックしてください。

都道府県

- 富山県**

市町村

- あ [魚津市](#)
- か [黒部市](#)
- た [高岡市](#) [砺波市](#) [富山市](#)
- な [南砺市](#) [入道町](#)
- は [氷見市](#) [舟橋村](#)

① 「富山県電子申請サービス」にアクセスし、「富山県」を選択してください。

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

検索条件

申請先: 富山県 [変更](#)

キーワードで絞り込む

キーワードは100文字以内で入力してください。

[建築確認](#) [検索](#)

スペースで区切ることで複数のキーワードで絞り込みできます。

手続種別で絞り込む

- ☐ 申請用紙ダウンロード可能
- ☐ 電子申請可能
- ☐ 電子証明書不要のみ
- ☐ オンライン支払可能
- ☐ プレビュー利用可能

申請先の選択 (トップページ) > 手続きの選択 > 手続き案内 > 申請書入力 > 申請完了

手続きの選択 (富山県)

ご利用したい手続を選び、手続名をクリックしてください。
手続を絞り込む場合は、ページ左の検索条件をご利用ください。

該当した手続: 1件

[検索条件](#) [【キーワード】 建築確認](#)

1

建築確認申請等申請手数料のオンライン納付フォーム (紙申請・電子申請共通)

【手続概要】 建築基準法に基づく建築確認申請等の手数料を「オンライン納付」するための申請フォームです。「手数料収納窓口」で手数料

② 「建築確認」と検索し、「建築確認申請等申請手数料のオンライン納付フォーム（紙申請・電子申請共通）」を選択してください。

※各手続きにより申請フォームは異なります。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

① 手数料オンライン納付申請〈県電子申請サービス〉（申請者→県）

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

初めてご利用の方

- 初めて利用する方へ
- 動作環境
- 利用上の注意
- よくあるご質問

申請先の選択（トップページ） 手続の選択 手続案内 申請書入力 申請完了

手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	富山県
手続名	建築確認申請等申請手数料のオンライン納付フォーム（紙申請・電子申請共通）
お問い合わせ先	〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 土木部建築住宅課 電話：076-444-3356
【手続概要】	建築基準法に基づく建築確認申請等の手数料を「オンライン納付」するための申請フォームです。 「手数料収納窓口」で手数料の納付を行う場合はこの手続きは不要です。

用紙サイズ 縦 1ページ

電子申請をする（電子証明書が不要） 確認申請等の手数料について

手続の選択へ戻る

③ 手続概要や手続き方法などを確認し、「電子申請をする」を選択してください。

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

ログイン

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。

メールアドレス
メールアドレス

ログインしないで申請する

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

利用者ID
利用者ID

パスワード
パスワード

ログイン

8桁ID GビズIDでログイン

利用者登録 利用者登録を行い、利用者IDを発行します

④ 「ログインしないで申請する」または「ログイン」をして申請画面へ進んでください。

利用者登録をしておくと過去の申請履歴を確認できます。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

① 手数料オンライン納付申請（県電子申請サービス）（申請者→県）

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく文字を標準へ文字を小さく

サービスに関するお問い合わせはこちら

申請書入力

手続方法

送信内容確認

送信完了

申請書入力

申請書一時保存

申請書に必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先

富山県

手続名

建築確認申請等申請手数料のオンライン納付フォーム（紙申請・電子申請共通）

手続案内

建築確認申請等申請手数料の電子納付フォーム（紙申請・電子申請共通）

この手続きは、建築確認申請等の申請手数料を【電子納付】する際の申請フォームです。【手数料収納窓口】で納付を行う場合はこの手続きは不要です。

必須

印は必須項目です。必ずご記入ください。

文字を変換するとき、環境依存文字は使用することはできませんので、ご注意ください。

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

申請方法

【1】申請方法 必須

紙申請（市町村窓口へ提出）

電子申請（ICBA電子申請受付システム）

【4】申請日（紙申請） 必須

市町村窓口へ提出した申請書の日付を入力してください。

令和7年8月28日

申請の種類

【6】申請の種類 必須

建築確認

計画変更

中間検査

完了検査

建築物の敷地と道路との関係の建築許可（法第43条第2項第2号）

用途地域等における建築等許可（法第48条各項ただし書）

仮設建築物の建築許可（法第85条第5項）

その他の許可

建築物の敷地と道路との関係の建築認定（法第43条第2項第1号）

一団地認定関係（法第86条第1項など）

全体計画認定（法第86の8条第1項、第3項）

仮使用認定（法第7条の6第1項第1号、第2号）

その他の認定（令第137条の16第2号など）

道路の位置の指定及び変更

道路の位置の指定の廃止

上記以外の申請

⑤ 【1】申請方法の「紙申請（市町村窓口へ提出）」を選択の上、必要事項を入力し、「次へ」を選択してください。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

① 手数料オンライン納付申請〈県電子申請サービス〉（申請者→県）

申請者情報
【8】申請者の氏名又は名称 必須
例 1）高山 太郎 例 2）株式会社〇〇 代表取締役 高山 花子 (200文字まで)
【9】電話番号
代理申請の場合は入力不要です。 (ハイフン区切り) 入力例:012-345-6789
【10】メールアドレス
代理申請の場合は入力不要です。
確認のため再度同じメールアドレスを入力してください。
@

代理者情報
代理者が申請する場合は以下の項目を入力してください。
【11】代理者の氏名
例) 〇〇設計事務所 (担当: 〇〇) (200文字まで)
【12】電話番号
(ハイフン区切り) 入力例:012-345-6789
【13】メールアドレス
確認のため再度同じメールアドレスを入力してください。
@

代理申請の場合は入力不要です。

代理申請の場合は必ず入力してください。

建築等に関する情報
【14】建築等の場所（市町村名） 必須
☐ 富山県魚津市 ☐ 富山県氷見市 ☐ 富山県滑川市 ☐ 富山県黒部市 ☐ 富山県砺波市 ☐ 富山県小矢部市 ☐ 富山県南砺市 ☐ 富山県射水市 ☐ 富山県中新川郡舟橋村 ☐ 富山県中新川郡上市町 ☐ 富山県中新川郡立山町 ☐ 富山県下新川郡入善町 ☐ 富山県下新川郡朝日町
【15】建築等の場所（地名地番） 必須
例：〇〇町20番3号 (200文字まで)
次へ

- ⑤ 【1】申請方法の「紙申請（市町村窓口へ提出）」を選択の上、必要事項を入力し、「次へ」を選択してください。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

① 手数料オンライン納付申請（県電子申請サービス）（申請者→県）

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と市内の市町村への申請や申請書類のダウンロードを行うことができます。

申請書入力

手続方法

送付内容確認

送信完了

手続方法入力

手続方法を指定し、【次へ】をクリックしてください。

支払情報は窓口以外の支払方法を選択した場合にのみ各項目の入力が可能となります。

支払方法がオンライン支払の場合、支払情報欄のオンライン支払方法、支払者氏名、支払者番号を入力してください。

申請先

富山県

手続名

建築確認申請等申請手数料のオンライン納付フォーム（紙申請）

手続方法

本人区分

☒ 本人

☐ 代理人

手数料説明

申請内容を確認後、手数料額を通知します。

支払方法

☒ オンライン支払

☒ クレジットカードによるお支払い

ご利用可能なクレジットカード：
VISA、Mastercard®、JCB、American Express

☐ Pay-easyによるお支払い

オンライン支払
申請状態が納付待ちとなった後、画面に表示されるお支払い用の番号を支払い可能金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキング（※1）に入力してお支払いをします。
※1 インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合、ご利用可能な金融機関にインターネット・モバイルバンキング口座をお持ちの方のみご利用になれます。

情報リンク方式

申請状態が納付待ちとなった後、すぐに金融機関のインターネットバンキング（※2）口座からお支払いをします。
※2 ご利用可能な金融機関にインターネットバンキング口座をお持ちの方のみご利用になれます。
※Pay-easyは以下の金融機関のインターネットバンキングで利用が可能です。

オンライン支払方法

・北陸銀行

・みずほ銀行

・三井住友銀行

・第四北越銀行

・富山銀行

・北國銀行

・福井銀行

・富山第一銀行

・富山信用金庫

・高岡信用金庫

・新湊信用金庫

・にいかわ信用金庫

・永見伏木信用金庫

・砺波信用金庫

・七尾信用金庫

・北陸労働金庫

・みな穂農業協同組合

支払情報

申請者本人が申請する場合は「本人」

代理人が申請する場合は「代理人」を選択してください。

「クレジットカード」または「Pay-easy」

いずれかの支払方法を選択してください。

・東部農業協同組合

・魚津市農業協同組合

・アルプス農業協同組合

・あおば農業協同組合

・富山市農業協同組合

・なのはな農業協同組合

・いみず野農業協同組合

・高岡市農業協同組合

・永見市農業協同組合

・となみ野農業協同組合

・なんと農業協同組合

・いなば農業協同組合

・福光農業協同組合

・ゆうちょ銀行

・東日本信用農業協同組合連合会

※みずほ銀行と三井住友銀行のみATMによる納付も可能です。
（金融機関によって、支払方法（現金、キャッシュカード）に応じたATMの利用可能）

住所

〒

（例）富山県〇〇市〇〇1丁目1-1（100文字以内）

支払者氏名

（例）申請 太郎（※法人の場合は会社名を入力してください）（12文字以内）

支払者氏名カナ

（例）シンセイタロウ（24文字以内）

電話番号

（例）076-123-4567（ハイフンを除いた半角数字13文字以内）

料金

料金は申請内容の確認後に確定し、別途通知いたします。

申請者本人が申請する場合は「本人」の情報

代理人が申請する場合は「代理人」の情報を

入力してください。

次へ

⑥ 必要事項を入力し、「次へ」を選択してください。

※この段階では手数料の納付は行われません。

申請内容を確認後、手数料額を通知します。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

① 手数料オンライン納付申請（県電子申請サービス）（申請者→県）

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と市内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

申請書入力

手続方法

送信内容確認

送信完了

送信内容確認

【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。

申請費を送信します。

内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先

富山県

手続名

建築確認申請等申請手数料のオンライン納付フォーム（紙申請・電子申請共通）

送信内容

本人区分

代理人

支払方法

オンライン支払

オンライン支払方法

クレジットカードによるお支払い

支払者氏名

申請 太郎

支払者氏名カナ

シンセイ タロウ

電話番号

076-444-3356

料金

料金は申請内容の確認後に確定し、別途通知いたします。

送信

⑦ 入力内容を確認し、「送信」を選択してください。

【電子申請】申請受付のお知らせ

富山県電子申請サービス<shinsei-toyama@pref.toyama.lg.jp>

宛先:

このメールは「富山県電子申請サービス」にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんのであらかじめご了承ください。

このたびは富山県電子申請サービスをご利用いただきありがとうございます。次の通りお客様からの申請を受付けましたのでお知らせいたします。本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

【申請先】 富山県

【手続き名】 建築確認申請等申請手数料のオンライン納付フォーム（紙申請・電子申請共通）

【受付日時】 2025年08月28日 09時36分

【受付番号】 120197

⑧ 「申請受付のお知らせ」メールが届いていることを確認してください。
メールの画面をコピーし、申請書類に添付してください。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

② 申請書類提出（申請者→市町村）

① **⑧のメールの画面のコピーを添付の上**、申請書類を市町村窓口へ提出してください。

※メールの画面のコピーの添付がない場合は、申請書類の提出はできません。

③ 県へ送付（市町村→県）

申請書類を市町村から県へ送付します。

④ 申請内容確認〈県電子申請サービス〉（県）

〈紙〉で提出された申請書類、〈県電子申請サービス〉で申請されたオンライン納付申請の情報を県で確認します。

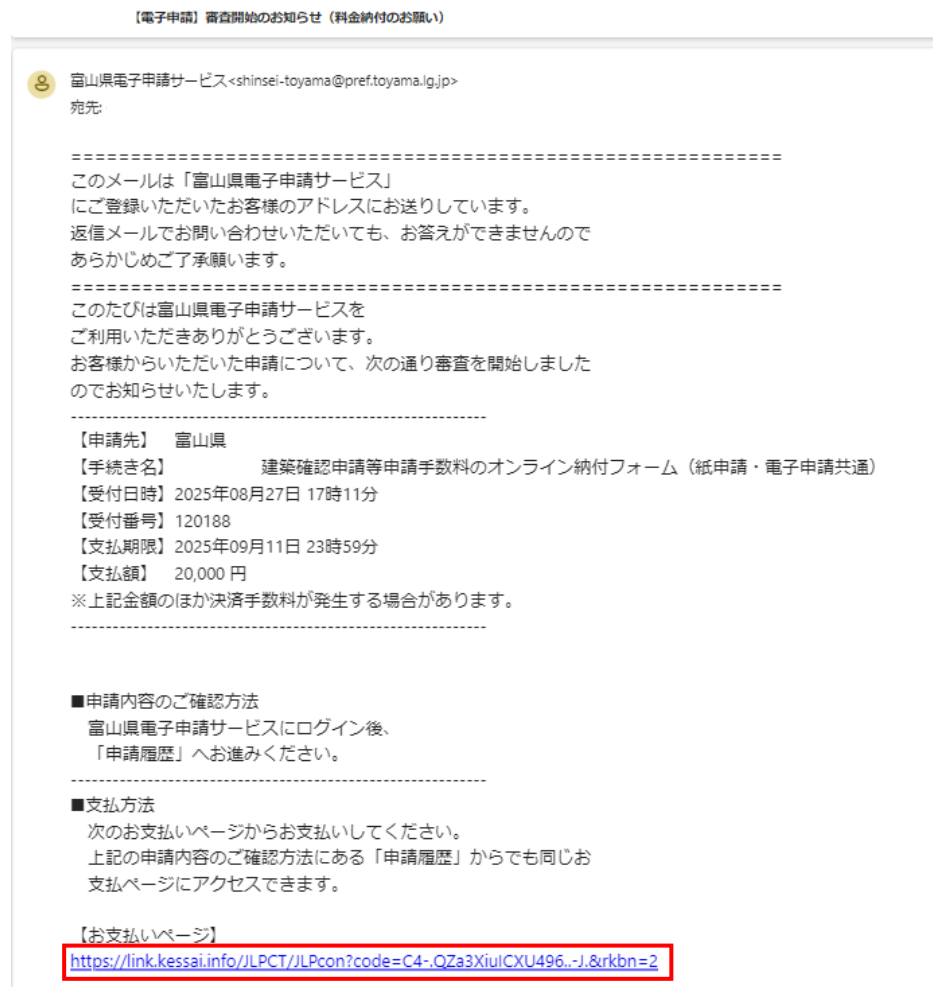
⑤ 手数料額通知・納付依頼〈県電子申請サービス〉（県→申請者）

〈県電子申請サービス〉で申請者へ手数料額の通知・納付依頼を行います。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

⑥ 手数料納付〈県電子申請サービス〉（申請者→県）



- ・「審査開始のお知らせ（料金納付のお願い）」メールが届いたら、「お支払いページ」のURLを選択し、支払い画面へ進んでください。
※正式な審査開始は手数料の納付確認・受理日となります。
- ・画面の案内に沿って支払いを行ってください。
- ・支払いが完了したら、「納付完了のお知らせ」メールを確認してください。
- ・県で納付を確認でき次第、正式な審査を開始します。

4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

●受理日（審査開始日）について

オンライン納付をした場合の申請の受理日（審査開始日）は、手数料の納付完了後に県で納付が確認できる最短の日となります。納付依頼が届いたら、速やかに支払いの手続きをお願いします。

- ・ 開庁日の午後5時15分までに手数料を納付した場合：手数料納付日
 - ・ 開庁日の午後5時15分以降又は閉庁日（土曜、日曜及び休日等）に納付した場合：手数料納付日の翌開庁日
- ・ 10月3日(金)に申請、10月7日(火)に納付を完了した場合
→ 受理日：10月7日(火)
- ・ 10月3日(金)に申請、10月13日(月・祝)に納付を完了した場合
→ 受理日：10月14日(火)



4. 手続きの流れ

パターンB（紙申請×オンライン納付）

⑦ 納付確認・受理・審査開始（県）

県で納付を確認でき次第、正式な審査を開始します。

⑧ 審査完了・確認済証等送付（県→市町村）

審査が完了したら、県から市町村へ確認済証等を送付します。

⑨ 確認済証等交付（市町村→申請者）

⑩ 確認済証等受理（申請者）

市町村窓口で確認済証等を受理してください。

4. 手続きの流れ

パターンC（紙申請×窓口納付）



4. 手続きの流れ

パターンC（紙申請×窓口納付）

① 手数料収納窓口で手数料納付（申請者）

手数料等納付証明書貼付用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。
※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名:
確認申請(建築物)



C2025150700005101

県
窓口で発行されたレシート(「申請書等に貼付け」と記載のあるもの)を貼付けてください。

レシート貼付欄

県確認用【建築確認申請】

手数料額の記載がない場合は、県HPの手数料一覧や「手数料算定ツール」等で手数料額を確認し、手書きで記入してください。

- ① 「手数料等納付証明書貼付用紙」入手
各手続きのHPから「手数料等納付証明書貼付用紙」をダウンロードし、印刷してください。

No.	設置場所	No.	設置場所
1	富山県運転教育センター	10	富山県富山西警察署
2	高岡運転免許更新センター	11	富山県射水警察署
3	富山県入善警察署	12	富山県高岡警察署
4	富山県黒部警察署	13	富山県氷見警察署
5	富山県魚津警察署	14	富山県砺波警察署
6	富山県滑川警察署	15	富山県南砺警察署
7	富山県上市警察署	16	富山県小矢部警察署
8	富山県富山中央警察署	17	富山県庁
9	富山県富山南警察署		

※窓口設置場所や開設時間などの詳細は、県出納課ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/shoshi/20241212.html>

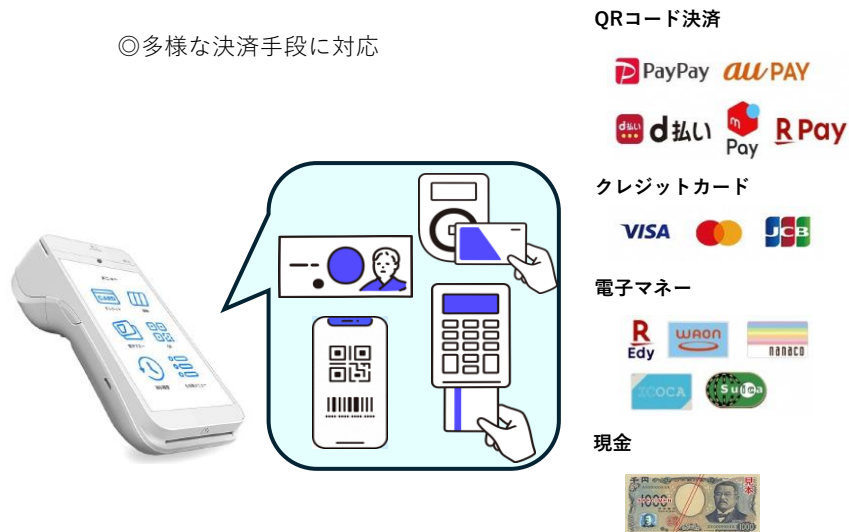
- ② 手数料支払
①で印刷した「手数料等納付証明書貼付用紙」を、上記に設置の「手数料収納窓口」へ提示してください。

4. 手続きの流れ

パターンC（紙申請×窓口納付）

① 手数料収納窓口で手数料納付（申請者）

◎多様な決済手段に対応



② 手数料支払

手続き名と金額の確認を受け、手数料の支払を行ってください。

② 手数料支払

領収書を2部受け取ってください。

手数料等納付証明書貼付用紙への貼り付け用：1部

申請者控え用：1部

※キャッシュレス決済の場合は領収書ではなく明細書となります。

また、明細書2部の他に利用控えも1部発行されます。

4. 手続きの流れ

パターンC（紙申請×窓口納付）

① 手数料収納窓口で手数料納付（申請者）

手数料等納付証明書貼付用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。
※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名:
確認申請（建築物）



C2025150700005101

¥

窓口で発行されたレシート（「申請書等に貼付け」と記載のあるもの）を貼付けてください。

レシート貼付欄

<申請書等に貼付け>



県確認用【 建築確認申請 】

② 手数料支払

〈申請書等に貼り付け〉と書いてある領収書または明細書を「手数料等納付証明書貼付用紙」のレシート貼付欄へ貼り付けてください。

4. 手続きの流れ

パターンC（紙申請×窓口納付）

② 申請書類提出（申請者→市町村）

①の領収書を貼り付けた「手数料等納付証明書貼付用紙」を添付の上、申請書類を市町村窓口へ提出してください。

※「手数料等納付証明書貼付用紙」の添付がない場合は、申請書類の提出はできません。

③ 県へ送付（市町村→県）

市町村から県へ申請書類を送付します。

④ 受理・審査開始（県）

申請書類を受理し、審査を開始します。

⑤ 審査完了・確認済証等送付（県→市町村）

審査が完了したら、県から市町村へ確認済証等を送付します。

⑥ 確認済証等交付（市町村→申請者）

⑦ 確認済証等受理（申請者）

市町村窓口で確認済証等を受理してください。